

- ◆1面
  - 投票できる方
  - 投票所変更のお知らせ
- ◆2面
  - 衆議院(小選挙区)のお知らせ
  - 期日前投票のご案内
- ◆3面
  - 投票所における新型コロナウイルス感染症対策について
- ◆4面
  - 各種不在者投票のご案内
  - 選挙公報の配布

**自分で決めよう！ これからの日本。**

**投票日**

**10月31日** 

【公示日10月19日(火)】

**衆議院議員選挙  
最高裁判所裁判官国民審査**

※投票時間は午前7時～午後8時です



区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いします(詳しくは、3面をご覧ください。)



【ご案内】衆議院(小選挙区選出)議員選挙について、新宿区内の選挙区は「東京都第1区」と「東京都第10区」に分かれます。お住いの地区によって、選ぶ候補者が異なりますのでご注意ください(詳しくは、2面をご覧ください。)

●今回の選挙で投票できる方●

◆新宿区に転入された方◆

■新宿区で投票できる方  
次の要件を全て満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、「新宿区」で投票できます。

- (1) 平成15年11月1日までに生まれた日本国民であること。
- (2) 令和3年7月18日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (3) 令和3年10月18日まで、引き続き新宿区に住居登録があること。

■前住所地で投票できる方  
次の要件を全て満たす方は、「前住所地の区市町村」で投票できます。

- (1) 平成15年11月1日までに生まれた日本国民であること。
  - (2) 令和3年7月19日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
  - (3) 前住所地の選挙人名簿に登録があること。
    - ①前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。
    - ②前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。
    - ③前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票ができることがあります。
- ※①～③については、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆新宿区内で転居された方◆

- (1) 令和3年10月8日(金)までに区内で転居の届出をされた方  
新住所の投票所で投票してください。
  - (2) 令和3年10月9日(土)以降に区内で転居の届出をされた方  
旧住所の投票所で投票してください。
- ※上記は、投票日当日(10月31日)に投票される場合の投票所です。



◆新宿区から転出した方・する方◆

(1) 令和3年7月19日以降に転出し、新住所地へ転入の届出をした方  
新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和3年10月9日(土)以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しください。

※新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

(2) 令和3年6月30日～令和3年7月18日の間に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和3年7月18日までに新住所地へ転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和3年7月19日以降に新住所地へ転入の届出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。

(3) 令和3年6月29日以前に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和3年7月18日までに新住所地へ転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和3年7月19日以降に新住所地へ転入の届出をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は、期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

※「転出した日」は届出をした日ではなく、「実際に引越した日」です。  
※新宿区を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。

◆立候補者の情報◆

立候補者の氏名・経歴・政見・写真等の情報は、以下から入手可能です。

- (1) 選挙管理委員会が提供するもの
  - ・選挙公報(東京都のホームページへも掲載)【4面を参照】
  - ・公営ポスター掲示場(区内380箇所)
- (2) 各立候補者が選挙運動として利用できるもの
  - ・政見放送、経歴放送、選挙運動用ビラ、街頭演説、個人演説会など
  - ・ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッター等)・電子メール

※上記媒体の活用の有無は、法律による制限に加え、各候補者に委ねられているため、必ずしも全ての候補者について行われるとは限りません。

◆投票所変更のお知らせ◆

投票日当日の10月31日(日)は、以下の投票所が変更になります。

投票区	前回(変更前)	今回(変更後)
第27投票所	区役所第一分庁舎 1階 (歌舞伎町1-5-1)	区役所本庁舎 地下1階 (歌舞伎町1-4-1)
第41投票所	落合第三小学校 (西落合1-12-20)	落合第二特別出張所 (中落合4-17-13)
第44投票所	淀橋第四小学校 (北新宿3-17-1)	淀橋第四幼稚園 (北新宿3-17-1) ※小学校と同敷地内です

※詳しくは、投票所整理券をご確認ください。  
※期日前投票所の変更については、第2面をご確認ください。